

エコカー減税(自動車重量税)の概要

〔適用期間〕 ・自動車重量税(重量税)：令和3年5月1日～令和5年4月30日

〔適用内容〕 ・減税対象車について、**適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置が適用(1回限り)**

※1 新車新規登録時に免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税。
(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。)

※2 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、原則として現行のエコカー減税の要件を満たす車について本則税率を適用。

1. 乗用車

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車 		重量税	新車新規検査	免税※1					
	・クリーンディーゼル乗用車				免税※3、※4				
	燃費性能			令和12年度燃費基準※5					
	排出ガス性能			60%	70%	75%	85%	90%	達成
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制50%低減※6	重量税	新車新規検査	25%軽減		50%軽減			免税※4

※3 令和4年5月1日以降に新車新規登録されたクリーンディーゼル車については、令和2年度燃費基準達成の車両に限り免税。

※4 新車新規登録時に免税を受けた令和12年度燃費基準120%以上を達成している車両については、初回継続検査時等も免税。
(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。)

※5 減免対象は、令和2年度燃費基準達成の車両に限る。

※6 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車についても、令和2年度燃費基準達成の車両(WLTC燃費値を持たないものに限る。)又は平成22年度燃費基準+50%達成の車両(WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。)については本則税率を適用。

2. 軽量車(車両総重量2.5t以下のトラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> プラグインハイブリッド自動車 		重量税	新車新規検査	免税※1					
				燃費性能			平成27年度燃費基準※7		
	排出ガス性能			+5%	+10%	+15%	+20%	+25%~	
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	25%軽減		50%軽減	75%軽減		免税

※7 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成22年度燃費基準+32%達成の車両(WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。)についても本則税率を適用。

3. 中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> プラグインハイブリッド自動車 		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 排出ガス性能			平成27年度燃費基準		
				+5%	+10%	+15%~
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減			エコカー対象外	50%軽減	75%軽減
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
	平成21年排出ガス規制適合			エコカー対象外	50%軽減	75%軽減

4. 軽量車・中量車(車両総重量3.5トン以下のバス)

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> プラグインハイブリッド自動車 		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 排出ガス性能			令和2年度燃費基準		
				達成	+5%	+10%~
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	75%軽減	免税	
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	75%軽減	免税	
	平成21年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税

5. 重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減)</small> <ul style="list-style-type: none"> プラグインハイブリッド自動車 		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 排出ガス性能			平成27年度燃費基準		
				+5%	+10%	+15%~
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成28年排出ガス規制適合※8	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税

※8 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制NOx+PM+10%低減車についても、平成27年度燃費基準+5%達成以上の車両については本則税率を適用。